

## 緊急避難場所・避難所一覧

この表は、災害対策基本法第49条の4及び第49条の7の規定に基づいて指定する指定緊急避難場所及び指定避難所について、同法施行令の指定基準への適合状況を示すものである。

No	施設名	所在地	緊急避難場所					避難所
			大規模な火事	地震(敷地)	地震(建物)	洪水	土砂災害	
1	本土寺	平賀 63	○	○	－	○	－	－
2	新松戸中央公園	新松戸 6-22	○	○	－	×	－	－
3	東漸寺	小金 359-1	○	○	－	○	－	－
4	ユーカーリ交通公園	小金原 1-25	○	○	－	○	－	－
5	小金原公園	小金原 6-10	○	○	－	○	－	－
6	栗ヶ沢公園	小金原 8-26	○	○	－	○	－	－
7	金ヶ作公園	常盤平 3-27	○	○	－	○	－	－
8	21世紀の森と広場	千駄堀 269	○	○	－	○	－	－
9	松戸運動公園	上本郷 4434	○	○	－	○	－	－
10	六実中央公園	六高台 3-142	○	○	－	○	－	－
11	陸上自衛隊松戸駐屯地	五香六実 17	○	○	－	○	－	－
12	八柱霊園	田中新田 48-2	○	○	－	○	－	－
13	東部クリーンセンター	高塚新田 352	○	○	－	○	－	－
14	柿ノ木台公園	二十世紀が丘柿の木町 99	○	○	－	○	－	－
15	千葉大学園芸学部	松戸 648	○	○	－	○	－	－
16	松戸中央公園	岩瀬 487-1	○	○	－	○	－	－
17	江戸川河川敷	市内流域部分	○	○	－	×	－	－
18	小金北小学校	殿平賀 270	○	○	○	○	○	○
19	殿平賀小学校	殿平賀 339-1	○	○	△	○	○	○
20	小金小学校	小金 355	○	○	○	○	○	○
21	小金北中学校	幸田 206	○	○	○	△	○	○
22	小金南中学校	小金清志町 1-16-1	○	○	○	○	○	○
23	旧根木内東小学校	根木内 598	○	○	×	○	○	○
24	根木内小学校	小金原 2-3	○	○	○	○	○	○
25	貝の花小学校	小金原 8-10	○	○	△	○	○	○
26	栗ヶ沢小学校	小金原 7-16	○	○	○	○	○	○
27	根木内中学校	小金原 1-30	○	○	○	○	○	○
28	栗ヶ沢中学校	小金原 9-25	○	○	○	○	○	○
29	金ヶ作小学校	金ヶ作 317	○	○	△	○	○	○
30	高木小学校	金ヶ作 120	○	○	△	○	○	○
31	常盤平第一小学校	常盤平 7-1	○	○	△	○	○	○
32	常盤平第二小学校	常盤平 4-18	○	○	○	○	○	○
33	常盤平第三小学校	常盤平西窪町 25-1	○	○	△	○	○	○
34	牧野原小学校	牧の原 435-1	○	○	○	○	○	○
35	松飛台小学校	五香西 4-22-1	○	○	○	○	○	○
36	松飛台第二小学校	松飛台 59	○	○	△	○	○	○
37	金ヶ作中学校	金ヶ作 341-15	○	○	△	○	○	○
38	第六中学校	千駄堀 1341	○	○	△	○	○	○
39	常盤平中学校	常盤平 7-25	○	○	○	○	○	○
40	牧野原中学校	五香西 4-39-1	○	○	○	○	○	○
41	第四中学校	五香西 1-6-1	○	○	○	○	○	○
42	県立松戸国際高等学校	五香西 5-6-1	○	○	△	○	○	○
43	六実小学校	六高台 4-131	○	○	○	○	○	○
44	六実第二小学校	六実 2-34-1	○	○	○	○	○	○
45	六実第三小学校	六高台 3-141	○	○	△	○	○	○
46	高木第二小学校	五香 4-18-1	○	○	○	○	○	○
47	六実中学校	六高台 5-166-1	○	○	△	○	○	○
48	県立松戸六実高等学校	六高台 5-150-1	○	○	×	○	○	○
49	クリーンセンター (老人福祉センター)	高柳 1832	○	○	○	○	○	○

No	施設名	所在地	緊急避難場所					避難所
			大規模な火事	地震(敷地)	地震(建物)	洪水	土砂災害	
50	クリーンセンター(体育館)	高柳新田 37	○	○	○	○	○	○
51	河原塚小学校	河原塚 47-1	○	○	△	△	○	○
52	東部小学校	高塚新田 382-1	○	○	○	○	○	○
53	梨香台小学校	高塚新田 512-13	○	○	○	○	○	○
54	河原塚中学校	河原塚 190	○	○	○	○	△	○
55	第五中学校	高塚新田 380	○	○	△	○	○	○
56	市立松戸高等学校	紙敷 2-7-5	○	○	△	○	○	○
57	県立松戸南高等学校	紙敷 1199	○	○	△	○	○	○
58	県立松戸向陽高等学校	秋山 682	○	○	○	○	○	○
59	東部スポーツパーク体育館	高塚新田 427	○	○	×	○	○	○
60	東部老人福祉センター	紙敷 953-2	○	○	○	○	○	○
61	柿ノ木台小学校	二十世紀が丘柿の木町 111	○	○	△	○	○	○
62	大橋小学校	二十世紀が丘梨元町 32	○	○	△	○	○	○
63	矢切小学校	中矢切 540	○	○	○	○	○	○
64	第二中学校	小山 685	○	○	○	○	○	○
65	旧県立松戸矢切高等学校	中矢切 54	○	○	△	○	-	-
66	柿ノ木台公園体育館	松戸 594-7	○	○	○	○	○	○
67	上本郷小学校	上本郷 3620	○	○	△	○	○	○
68	上本郷第二小学校	上本郷 2677	○	○	△	○	×	×
69	寒風台小学校	松戸新田 316-25	○	○	○	○	○	○
70	松ヶ丘小学校	松戸新田 159	○	○	△	○	○	○
71	稔台小学校	稔台 2-36-1	○	○	△	○	○	○
72	相模台小学校	岩瀬 434-2	○	○	△	○	○	○
73	和名ヶ谷小学校	和名ヶ谷 1085	○	○	△	○	○	○
74	第一中学校	岩瀬 587	○	○	△	○	△	○
75	和名ヶ谷中学校	和名ヶ谷 1338-1	○	○	○	○	○	○
76	専修大学松戸高校	上本郷 2-3621	○	○	-	○	○	○
77	古ヶ崎小学校	古ヶ崎 4-3620-1	○	○	△	△	○	○
78	旧古ヶ崎南小学校	古ヶ崎 1-3073	○	○	△	△	○	○
79	北部小学校	根本 217	○	○	○	△	○	○
80	中部小学校	松戸 2062	○	○	○	△	○	○
81	南部小学校	小山 148	○	○	○	△	○	○
82	古ヶ崎中学校	古ヶ崎 2515-1	○	○	△	△	○	○
83	日本大学松戸歯学部	栄町西 2-870-1	○	○	-	○	○	○
84	幸谷小学校	幸谷 212-2	○	○	○	△	○	○
85	八ヶ崎第二小学校	八ヶ崎 3-3-1	○	○	△	○	○	○
86	八ヶ崎小学校	八ヶ崎 6-53-1	○	○	○	○	○	○
87	第三中学校	馬橋 2080	○	○	△	△	○	○
88	県立松戸高等学校	中和倉 590-1	○	○	△	○	○	○
89	横須賀小学校	新松戸北 2-13-1	○	○	○	△	○	○
90	旧新松戸北小学校	新松戸 7-192	○	○	×	△	○	○
91	新松戸西小学校	小金 1180	○	○	○	△	○	○
92	新松戸南小学校	新松戸 6-301	○	○	○	△	○	○
93	馬橋北小学校	新松戸南 2-1	○	○	○	△	○	○
94	馬橋小学校	西馬橋 1-12-1	○	○	○	△	○	○
95	旭町小学校	旭町 1-20-2	○	○	○	△	○	○
96	小金中学校	新松戸北 2-16-11	○	○	○	△	○	○
97	旧新松戸北中学校	新松戸 5-179	○	○	×	△	○	○
98	新松戸南中学校	新松戸南 2-124	○	○	△	△	○	○
99	旭町中学校	旭町 1-150	○	○	○	△	○	○
100	県立小金高等学校	新松戸北 2-14-1	○	○	△	○	○	○
101	県立松戸馬橋高等学校	旭町 1-7-1	○	○	×	○	○	○
102	小金北市民センター	中金杉 2-159-2	-	○	○	○	○	○
103	小金市民センター	小金きよしヶ丘 3-1-1	-	○	○	○	○	○

No	施設名	所在地	緊急避難場所					避難所
			大規模な火事	地震(敷地)	地震(建物)	洪水	土砂災害	
104	小金原体育館	小金原6-4-1	-	○	○	○	○	○
105	小金原市民センター	小金原6-6-2	-	○	○	○	○	○
106	常盤平市民センター	常盤平3-30	-	○	○	○	○	○
107	八柱市民センター	牧の原1-193-6	-	○	○	○	○	○
108	松飛台市民センター	松飛台210-2	-	○	○	○	○	○
109	五香市民センター	五香2-35-5	-	○	○	○	○	○
110	常盤平体育館	常盤平松葉町1-3	-	○	○	○	○	○
111	六実市民センター	六高台3-71	-	○	○	○	○	○
112	六実市民センター別館	六高台3-70-1	-	○	○	○	○	○
113	東部市民センター	高塚新田494-9	-	○	○	○	○	○
114	二十世紀が丘市民センター	二十世紀が丘中松町2	-	○	○	○	○	○
115	総合福祉会館	上矢切299-1	-	○	○	○	○	○
116	和名ヶ谷スポーツセンター	和名ヶ谷1360	-	○	○	○	○	○
117	明市民センター	上本郷2676-6	-	○	×	○	○	○
118	稔台市民センター	稔台7-1-5	-	○	○	○	○	○
119	稔台市民センター別館	稔台7-1-5	-	○	○	○	○	○
120	勤労会館	根本8-11	-	○	×	△	○	○
121	女性センター	本町14-10	-	○	×	△	○	○
122	青少年会館樋野口分館	樋野口543	-	○	○	×	○	○
123	八ヶ崎市民センター	八ヶ崎5-15-1	-	○	○	○	○	○
124	新松戸市民センター	新松戸3-27	-	○	○	△	○	○
125	馬橋市民センター	西馬橋蔵元町177	-	○	○	△	○	○
126	青少年会館	新松戸南2-2	-	○	○	△	○	○
127	青松園	七右衛門新田315	-	○	×	×	○	○
128	松戸競輪場	上本郷594	○	○	-	×	-	-
129	馬橋東市民センター	馬橋1854-3	-	○	○	△	○	○
130	古ヶ崎市民センター	古ヶ崎4-3490	-	○	○	×	○	○

(注)「緊急避難場所」は災害から安全を確保する施設、「避難所」は住宅等の被災者が避難生活をする施設である。

また、指定基準は次表のとおりで、「○」は指定基準を満たすもの、「△」は指定基準を一部満たすもの、「×」は指定基準を満たさないもの、「-」は指定対象外のものを示す。

種類	対象災害	指定基準
緊急避難場所	大規模な火事	○ 面積が10ha以上 ○ 面積が1ha以上かつ二次避難距離(延焼危険度が高いエリア*内にある場合、エリア外への到達距離)が2km以内 × 上記以外 ※ 延焼危険度が高いエリアとは、「平成19年度千葉県地震被害想定調査」により、延焼危険度が高い又は非常に高いと評価されたメッシュである。
	地震	○ すべての建物について耐震基準を満たしている。 △ 耐震基準を満たす建物と満たさない建物が混在する。 × すべての建物について耐震基準を満たさない。 ※ 敷地の場合は耐震基準を満たすものとする。
	洪水	○ 想定浸水深が0mである。 △ 想定浸水深が0mより大きい、浸水深より高い位置に居室がある。(浸水深0~2mは2階以上、2~5mは3階以上とする。) × 上記以外
	土砂災害	○ 建物全体が土砂災害危険箇所・区域にかからない。 △ 建物の一部が土砂災害危険箇所・区域にかかる。 △ 建物は土砂災害危険箇所・区域にかからないが、敷地や前面道路の主要な避難経路が土砂災害危険箇所にかかる。 × 上記以外
避難所	土砂災害	○ 建物が土砂災害特別警戒区域にかからない。 × 建物が土砂災害特別警戒区域にかかる。

# 避難所開設・運営マニュアル

自助・共助をめざした地域防災のために

## 本避難所の概要

浸水想定区域最大浸水深	〇〇m未満
管轄支所	〇〇支所
延床面積	〇〇〇m <sup>2</sup>
収容可能人員	〇〇〇名

在校児童・生徒数 〇〇〇名

## 松戸市立〇〇〇学校

本校は、松戸市指定避難所となっている。

本校が緊急時に避難所となった際、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とし制定する。

## 1 避難所の開設準備

### (1) 避難所の開設要領

- ① 原則として本部長（市長）が指定避難所開設の可否を判断する。ただし、本部長が判断できない場合で住民の安全確保のため緊急を要するときには、施設管理者等が開設することができる。
- ② 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者、教職員が施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。
- ③ 勤務時間外は、指定されている「避難所直行職員」あるいは校長・教頭・教務主任・学校支援職員（以下「管理者等」という）が連携して開設する。
- ④ 建物の倒壊や、敷地の崩壊等の危険性がある場合は、学校区を管轄する支所（本庁第1・本庁第2管轄は市対策本部）へ電話、FAX、MCA無線等を活用して被害状況を報告する。
- ⑤ 管理者等は、自校を避難所として開放した場合には、速やかに松戸市教育委員会（学務課）に報告の上、学校の臨時休校についても報告・協議する。

※学校支援職員とは校長・教頭・教務主任以外の全教職員を言う。

### (2) 避難所の開設に向けた初期対応協力事項

- ① 勤務時間外に災害が発生した場合、避難所直行職員と管理者等は連携して避難所の開設を進める。
- ② 避難所直行職員は、管理者等の指示を受け引き続き避難所の運営を行う。

#### 【初期対応協力事項】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 施設・設備の安全点検</li><li><input type="checkbox"/> 支所、災害対策本部への情報伝達と情報の収集</li><li><input type="checkbox"/> 開放スペースの指示</li><li><input type="checkbox"/> 避難者名簿の作成</li><li><input type="checkbox"/> 避難者の体育館への誘導、居住スペースの割り当て</li><li><input type="checkbox"/> 避難所運営委員会の立ち上げ及び行動</li><li><input type="checkbox"/> 必要により、MCA無線機の移動（ホイップアンテナの利用）</li></ul> |
|---|

### (3) 避難所となる施設の安全確認チェック要領

#### ① 建物周囲や建物全体の確認

チェックリストに1つでも該当する場合は、建物から離れ、避難者を建物内に入れない処置をする。速やかに災害対策本部へ報告する。

#### ② 建物内部の確認

天井の落下、床面の陥没、壁の大きなひび割れがある場合は①と同様。

**【目視による安全チェック表】**

①建物周辺や建物全体の確認				
<input type="checkbox"/>	建物周辺の地面に亀裂があったり、周囲の建物が倒れてきそうな危険はないか	ある	ない	
<input type="checkbox"/>	建物の一部が崩れたり、つぶれたりして形が変わっていないか	ある	ない	
<input type="checkbox"/>	建物が傾いたり、沈んだりしていないか	ある	ない	
<input type="checkbox"/>	壁や柱に大きなひび割れや亀裂が入っていないか	ある	ない	
<input type="checkbox"/>	鉄骨の骨組みが壊れたり、変形したりしていないか	ある	ない	
<input type="checkbox"/>	出入り口の扉の開閉が出来ない箇所が複数あるか	ある	ない	
②建物内部の確認				
上	<input type="checkbox"/>	天井の落下、落下しそうな破損はないか	ある	ない
	<input type="checkbox"/>	照明器具の落下、落下しそうな破損はないか	ある	ない
	<input type="checkbox"/>	吊り下げ式バスケットゴールの落下、落下しそうな破損はないか	ある	ない
部	<input type="checkbox"/>	窓ガラスや窓枠の落下、落下しそうな破損はないか	ある	ない
	<input type="checkbox"/>	床面の陥没はないか	ある	ない
床面	<input type="checkbox"/>	窓ガラスの飛散はないか	ある	ない
	<input type="checkbox"/>	壁に大きな破損、ひび割れはないか	ある	ない
側面	<input type="checkbox"/>	壁の剥離はないか	ある	ない
	<input type="checkbox"/>	屋内の備品が転倒していないか、転倒する危険はないか	ある	ない
	<input type="checkbox"/>			

※全てに該当がなければ、利用可

※①・②以外に「ある」と項目に該当がある場合落下物を排除して活用できるか、落下や転倒の危険のある部分を避けて活用できるか検討が必要

**(4) 避難者の把握**

- ① 管理者等、避難所直行職員は、住民等を收容した際、避難者にカードを配布し、各世帯単位で記入を指示する。
- ② 集まった避難者カードをもとにして、避難者收容名簿を作成し、支所(本庁第1・本庁第2管轄地域は直接市対策本部)を通じて市対策本部に報告する。
- ③ 体育館入口又は事務室等を窓口にして避難者の入退所を管理する。

**(5) 避難所としての開放する区域の考え方**

<input type="checkbox"/>	第1の使用可能区域を体育館
<input type="checkbox"/>	收容人員が、体育館だけでは足りない場合の対応 ① 家庭科室 ② 理科室 ③ 図工室 ④ 教室 を開放
<input type="checkbox"/>	出来る限り避難者を收容する部屋として開放しない部屋 ① 校長室 ② 職員室 ③ 事務室 ④ 放送室

(6) 学校施設の使用要領 (校舎・校庭等各学校の特性により変更は可能)

No.	使用目的	場 所	備 考
1	本部	応接室	町会長・校長等・避難所直行職員の詰所
2	職員控室	和室	長期化した場合の休憩・宿泊
3	ボランティア控室	会議室	
4	避難者収容	①体育館 ②家庭科室 ③理科室等	体育館の使用区分を町会ごと、世帯数等に応じて区分
5	応急救護所	保健室	応急処置の実施
6	災害用物資保管	資材室 分散備蓄倉庫	松戸市災害対策用資機材置場
7	情報機器設置	職員室 【自校職員のみ】	MCA無線、電話、FAX、コピー、パソコンの設置
8	情報掲示	体育館	収容者の氏名の掲示、避難運営に必要な情報の掲示、災害情報の掲示
9	ゴミ集積所	ゴミ倉庫前	
10	仮設トイレ	体育館裏	簡易トイレ、マンホールトイレ
11	救援物資集積所	西昇降口前廊下	搬入車両が入庫しやすい場所
12	救援物資配布所	西昇降口前廊下	収容避難所に近い所
13	臨時遺体安置所	P T A会議室	プライバシー保護
14	仮設電話設置所	職員玄関	公衆電話を利用
15	風呂	体育館裏	
16	更衣室	体育館更衣室	
17	洗濯場	体育館裏水道等	昇降口も利用可
18	物干し場	校庭	日当たりがよい所
19	ペット置場	校庭鉄棒付近	収容施設から離れている場所
20	看護室	アシスト	体の弱い避難者、高齢者のために、日当たり、換気がよく、静寂が保たれる所
21	相談室	生活科室	被災者の当面の生活、生活再建のための相談を受け、有益な情報を提供する空間
22	調理室	家庭科室	炊き出しに対応、物資搬入場所に近い所
23	給水所	貯水タンク	不足の場合は、給水車で搬入
24	緊急車両専用駐車場	職員玄関前	
25	喫煙所	体育館北側	居住区域・校舎内は禁煙

## 避難所施設利用図

(校舎配置図をもとにして開放区域の図を表示)



## 2 避難所の開設までの流れ

### 【勤務時間内】

学校の対応・準備	避難所における具体的な行動
<p><b>〈児童生徒在校時〉</b></p> <p>○校長は避難所開設の旨を教職員に周知 ○児童生徒の安全確保、保護者引き取りの実施 ○避難者受け入れの体制を整える</p> <p><b>〇〇学校区災害対策本部（仮称）設置</b></p> <p><b>☆管理責任者（校長）、学校職員が施設を開錠、安全性を確認後、避難所を開設</b></p> <p>①避難所開設の承認受けと開設準備 ②避難所開放区域を明示 ③避難者の応急救護 ④避難所運営委員会の役割分担（事前に周知）について、地域住民代表（各町会長）と確認 ⑤避難者を施設開放区域へ誘導 ⑥松戸市災害対策用資器材置場（防災倉庫等）を開錠し、災害対策備蓄品を配布 ⑦速やかに松戸市教育委員会（学務課）に報告、学校の臨時休校についても報告協議</p> <p>※ 水・食料は自宅の倒壊等家に帰れない人を優先、その他の人は努めて家の食料等を活用し、当初の3日間をしのぎ、備蓄品の有効活用に努めることを考慮</p>	<p>□地域団体は町内会などの地域毎に避難者の人数を確認 □管理者等による安全確認 □地域以外の避難者もまとまってもらい人員確認 □施設の安全確認後、避難者を体育館へ誘導 □避難所内では地域毎にまとまって待機・行動 □避難の状況、施設の状況を電話・MCA無線機により報告 □必要とする物資・支援等の調整</p> <p><b>〈呼びかけ方〉</b></p> <p>○ただ今、建物内の安全を確認しているところです。建物の安全が確認されるまでは、安全なこの場で待機して下さい。</p> <p>○地域住民の方は、町内会単位でまとまって待機して下さい。町内会毎に避難している人数を確認して下さい。</p> <p>○建物の安全確認が終了しましたので建物内に避難します。</p> <p>○施設内のスペースの割り振りは、落ち着いてから改めて実施しますので、町内会毎にまとまって入室して下さい。</p> <p>○地域住民以外の方やまとまっていない方は人数を確認しますので、最後をお願いします。</p>

## 【勤務時間外】

学校の対応・準備	避難所における具体的な行動
<p><b>〈児童生徒在校時以外〉</b></p> <p>○校長は、学校の非常配備態勢に基づき、職員を招集</p> <p>○職員連絡網配備計画による</p> <p>☆事前に指定された「避難所直行職員」が避難所(体育館等)を開錠、安全確認後災害対策本部に報告し開設</p> <p>☆逐次到着する学校支援職員、施設管理者と避難所直行職員は連携して開設を継続</p> <p><b>〇〇学校区災害対策本部(仮称)設置</b></p> <p>①避難所開設の承認受けと開設準備</p> <p>②避難所開放区域を明示</p> <p>③避難者の応急救護</p> <p>④避難所運営委員会の役割分担(事前に周知)について、地域住民代表(各町会長)と確認</p> <p>⑤避難者を施設開放区域へ誘導</p> <p>⑥松戸市災害対策用資器材置場(防災倉庫等)を開錠し、災害対策備蓄品を配布</p> <p>⑦速やかに松戸市教育委員会(学務課)に報告、学校の臨時休校についても報告・協議</p> <p>※水・食料は自宅の倒壊等家に帰れない人を優先、その他の人は努めて家の食料等を活用し、当初の3日間をしのぎ、備蓄品の有効活用に努めることを考慮</p>	<p>□震度5強時、避難所直行職員は自動参集</p> <p>□避難所直行職員は体育館等の開錠を実施</p> <p>□避難所直行職員は体育館等の安全を安全チェックリストにより確認</p> <p>□学校支援職員、施設管理者等の到着後、連携して開設</p> <p>□地域以外の避難者もまとまってもらい人員確認</p> <p>□施設の安全確認後、避難者を体育館へ誘導</p> <p>□避難所内では地域毎にまとまって待機・行動</p> <p>□避難の状況、施設の状況を電話・MCA無線機により報告</p> <p>□必要とする物資・支援等の調整</p> <p>〈呼びかけ方〉</p> <p>※時間内の呼びかけを参照の他</p> <p>○怪我をされている方や体調が悪い方がいれば申し出て下さい。</p> <p>○地域住民以外の方や、町内会などでまとまっていない方は、人数を確認しますので、最後にまとめて入ります。ご協力下さい。</p>

### 3 避難所運営準備

#### (1) 避難者を屋内に収容後の行動

##### 【まず行う事項】

<input type="checkbox"/> 避難スペースの整理	避難者を地域毎にまとめる
<input type="checkbox"/> 避難者の把握	避難所のおおむねの数を確認
<input type="checkbox"/> 避難所トイレの確保	トイレの確認、簡易組立トイレの設置 マンホールトイレの設置
<input type="checkbox"/> けが人等への対応	けが人の確認、救護活動の実施

##### 【該当者を確認次第、実施する事項】

<input type="checkbox"/> 災害時要援護者への対応	この時点で可能な支援を実施 避難スペースの確保
<input type="checkbox"/> ペット連れ避難者への対応	ペット用のスペースを確保

##### 【避難所運営までに実施する事項】

<input type="checkbox"/> 避難所受付
<input type="checkbox"/> 運営本部の準備
<input type="checkbox"/> 資機材の確認と準備 ○掲示板 ○食料(クラッカー、アルファ米、飲料水) ○発電機・投光機、懐中電灯 ○簡易組立トイレ、携帯型簡易トイレ ○MCA無線機 ○その他、運営マニュアル等
<input type="checkbox"/> 支所(本庁第1・2管轄は災害対策本部)へ避難所の状況、開設の報告

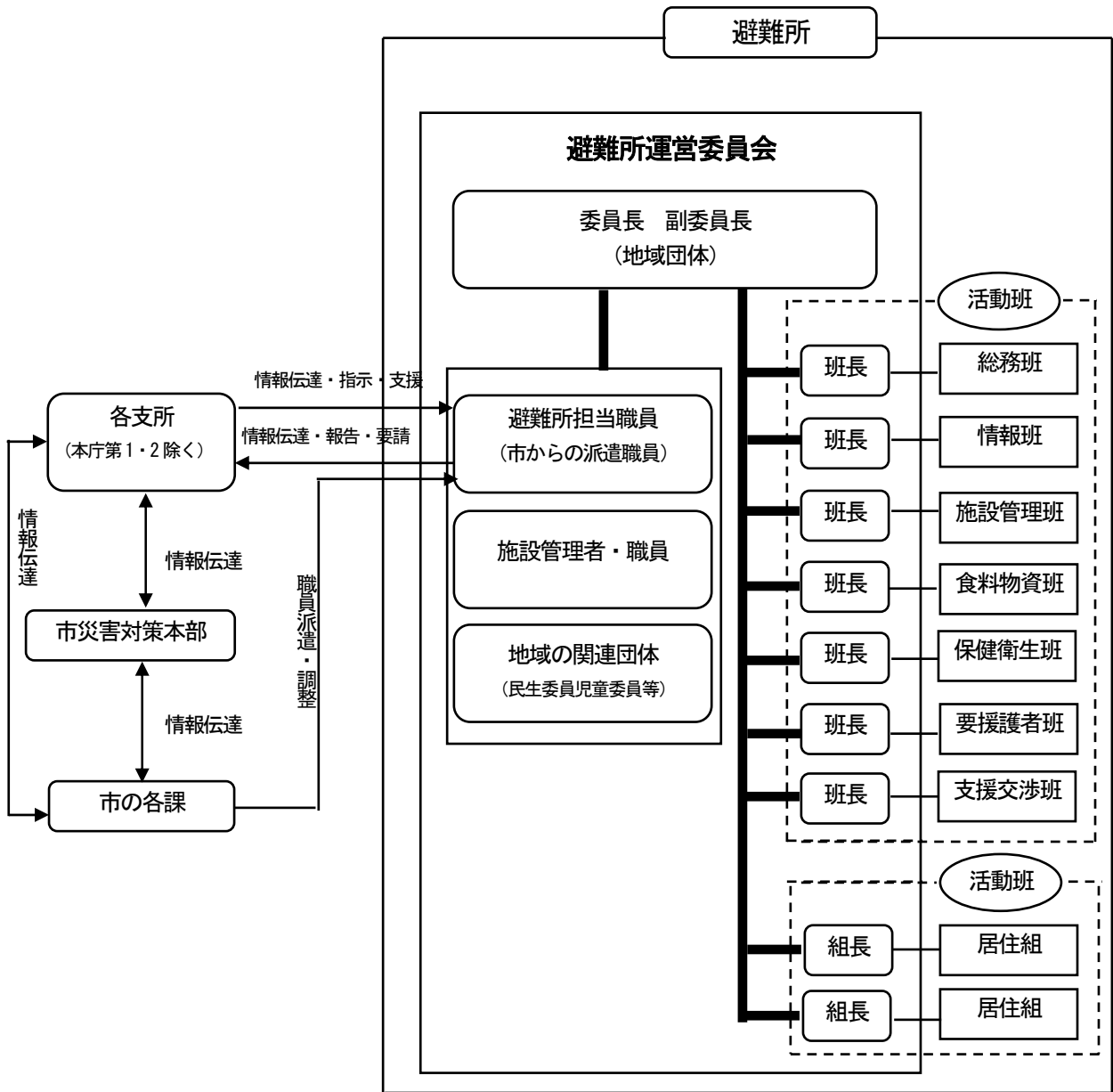
### 4 避難所の運営

#### (1) 避難所運営要領

- 避難所運営委員会を立ち上げ、委員長、副委員長、居住組の組長、避難所担当職員等、施設管理者・教職員、地域団体により構成
- 運営委員は速やかに運営を始めるため、地域団体はその組織力を生かし、委員会の中心として各種活動を実施
- 女性のニーズを反映されるよう避難所運営委員に女性も入れて意見を反映

(2) 避難所運営組織

《避難所運営委員会組織図 例》



**【更に学校毎作成して充実することが望ましい事項】**

- ① 校長、教頭等との連絡方法
- ② 避難所直行職員との連絡方法
- ③ 各町会との連絡方法
- ④ 備蓄品一覧表(市・学校独自)
- ⑤ 鍵保